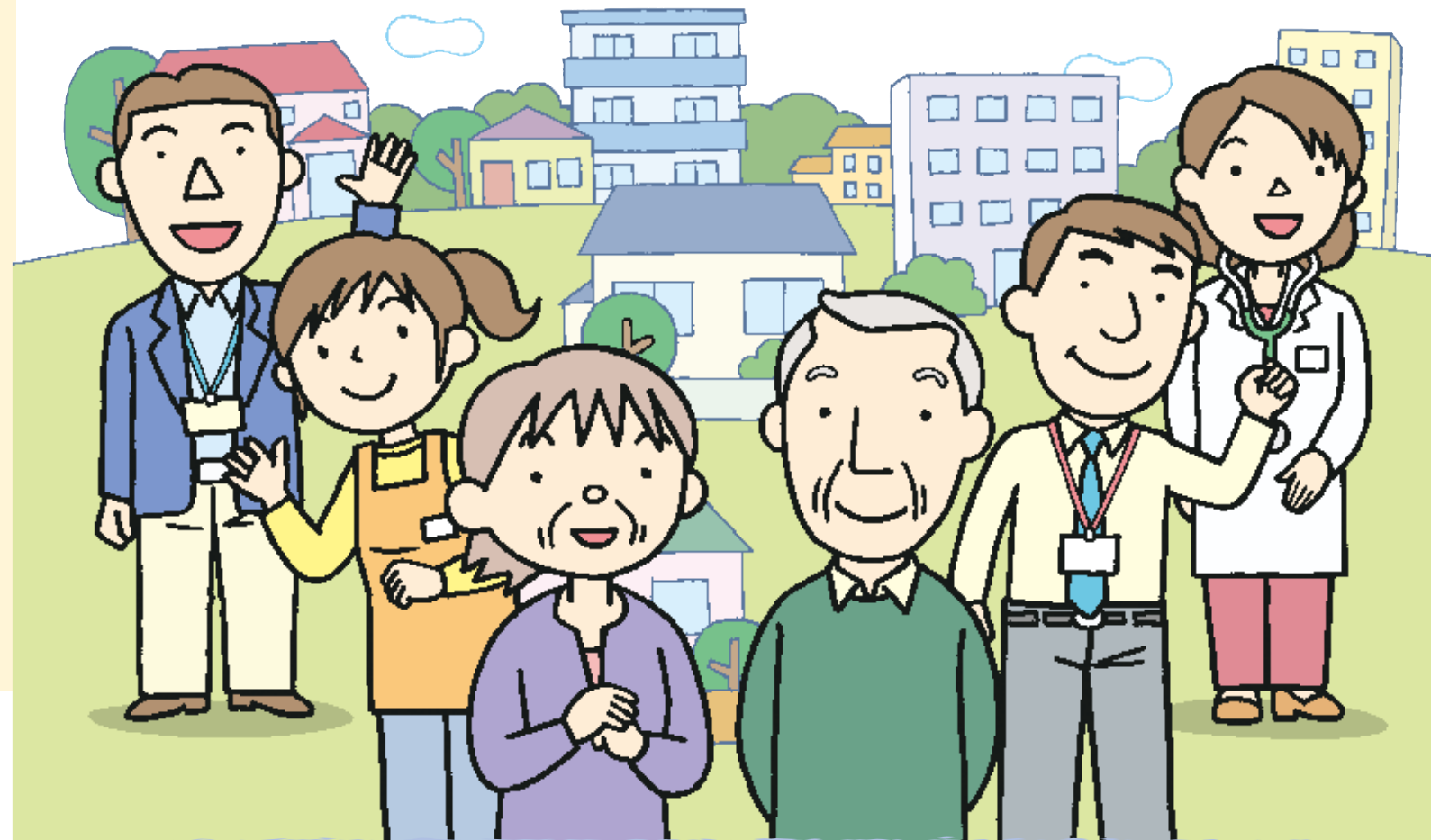


65歳以上の
みなさんへ

いつまでも 自分らしく暮らすために

新しく「介護予防・日常生活支援総合事業」が
始まりました!



「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、
介護予防に取り組みましょう!

ここが変わります

- 総合事業では、これまで介護保険で行っていた要支援1・2の人向けの介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」は、総合事業の「**介護予防・生活支援サービス事業**」に移行します。
- 移行後の「訪問型サービス」「通所型サービス」では、従来のサービスに加え、利用料がより低額な越前市独自の様々なサービスを利用できるようになります。
- 介護予防・生活支援サービス事業のサービスのみを利用する場合は、要介護（要支援）認定の手続きをしなくても、基本チェックリストによる判定でご利用できます。

一般介護予防事業

対象者：越前市在住の概ね65歳以上のすべての人

いきいきふれあいのつどい

- 内容** 介護予防教室、レクリエーション、季節の行事、趣味活動、スポーツ活動、談話等
- 日程** 月1回程度（町内単位）
- 料金** 一部参加者負担あり（各団体による）
- 会場・地区** 市内全域（町内単位）



湯楽里ゆるのび体操教室

- 内容** ストレッチ体操、越前市つどい体操等
- 日程** 月1回
- 料金** 1回100円
- 会場・地区** しぎぶ温泉湯楽里



水中運動教室

- 内容** プールでの水中歩行を基本とした運動
- 日程** 週1回（1クール6回）
- 料金** 1クール600円 **会場・地区** 市内プール

いきいき運動広場(武生会場、今立会場)

- 内容** 越前市つどい体操、ラジオ体操、いきいき体操等
- 日程** 福祉健康センター(原則、毎週金曜日午前)
社会福祉センター(原則、第2・4火曜日午前)
- 料金** 1回100円
- 会場・地区** 福祉健康センター（JR武生駅横）
社会福祉センター（杉尾町）

貯筋運動教室

- 内容** 筋力維持・向上を目指した体操、越前市つどい体操等
- 日程** 月1回
- 料金** 1回100円 **会場・地区** 市内公共施設

日程や参加申し込み等については、越前市長寿福祉課(☎22-3784)へお問い合わせください。

任意事業・その他のサービス

見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。

悩みや介護についての相談は、地域包括支援センターへ!

高齢者の相談窓口として、高齢者ご本人や介護者からのさまざまな悩み事や介護に関する相談、福祉サービスの紹介など、電話・来所・訪問にて応じています。相談は無料・秘密は厳守します。

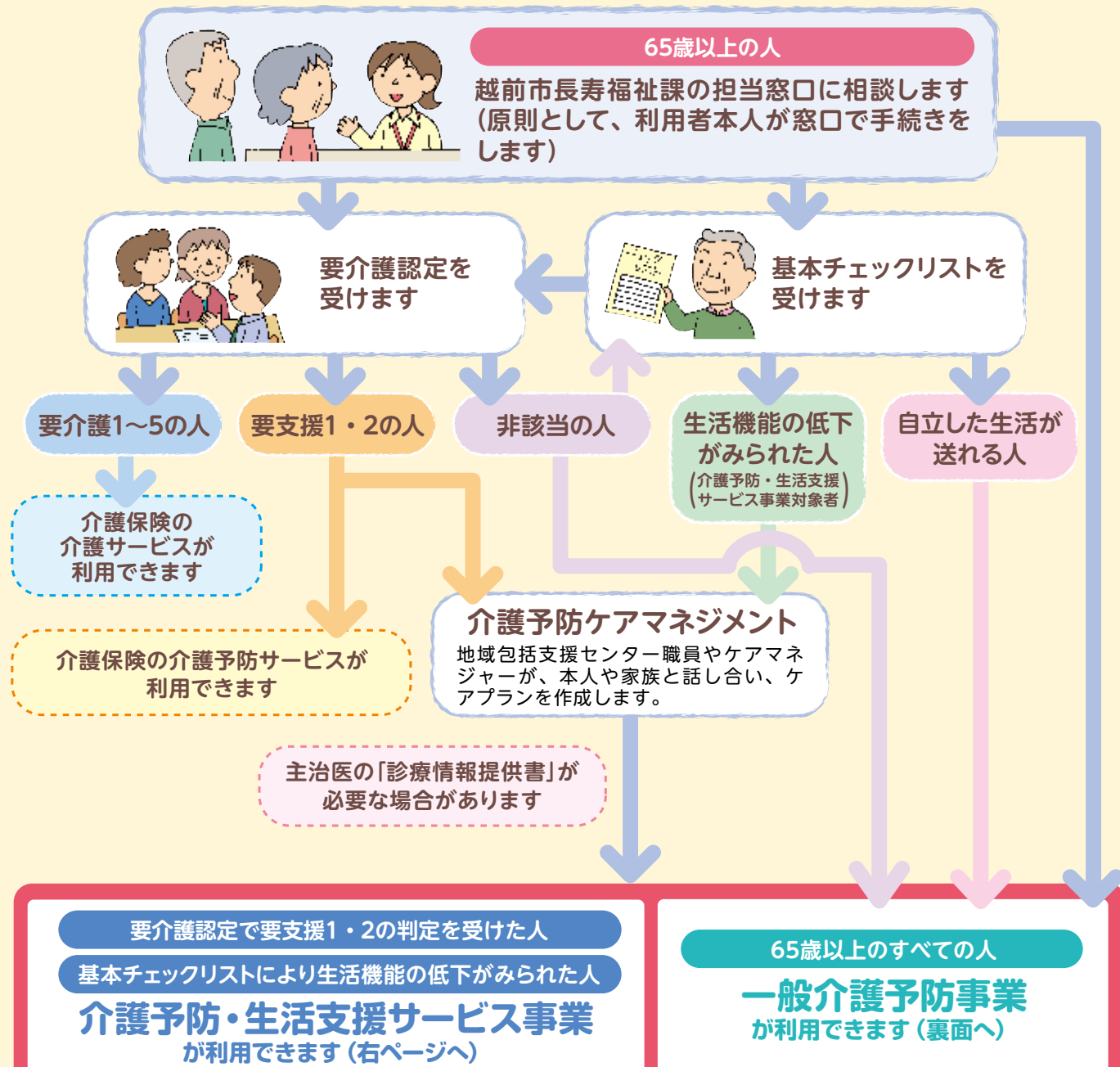
名称(所在場所)	所在地	担当地区	電話番号
越前市 地域包括支援センター	府中一丁目13-7 (市長寿福祉課内)	全域	22-3784 (平日8:30~17:15)
越前市社会福祉協議会 地域包括支援センター	府中一丁目11-2 (越前市福祉健康センター内)	北新庄地区・北日野地区 味真野地区	22-6111 (24時間対応)
しくら 地域包括サブセンター	千福町328	南地区・坂口地区 王子保地区	29-1188 (24時間対応)
あいの樹 地域包括サブセンター	中央2丁目9-40	西地区・神山地区 白山地区	21-2886 (24時間対応)
地域包括サブセンター メゾンいまだて	東椋尾町8-38	粟田部地区・岡本地区 南中山地区・服間地区	43-1888 (24時間対応)
地域包括サブセンター 和上苑	瓜生町33-12-2 エスポールわかたけ内	東地区・国高地区	23-5255 (24時間対応)
地域包括サブセンター 丹南きらめき	家久町49	吉野地区・大虫地区	22-7776 (24時間対応)

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を続けましょう!

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしをおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。まずは越前市長寿福祉課または地域包括支援センターやお住まいの地区にある地域包括サブセンターにご相談ください。

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、市区町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



介護予防・日常生活支援総合事業

※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」ではこんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ① ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- ② シルバー人材センター、ファミリーサービスクラブなどが主体となり、掃除、洗濯、買い物代行などの生活援助を行います。
- ③ 地域住民が主体となり、買い物やゴミ出しなどの生活援助を行います。
- ④ リハビリなどの専門職が、日常生活に関する必要な指導を短期間で集中して行います。



通所型サービス

- ① 通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- ② 通所介護施設で、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングを短時間で行います。
- ③ 地域住民が主体となり、レクリエーションや運動などを行う自主的な通いの場を提供します。
- ④ 運動を中心とした、栄養改善、口腔機能向上、認知機能低下予防などの指導を短期的に行います。

